

令和 4 年度

第 4 回阿波市地域公共交通活性化協議会

資 料

協議事項

1. 「阿波市デマンド型乗合交通 あわめぐり」の運行状況について
2. 阿波市地域公共交通計画について

阿波市地域公共交通活性化協議会委員名簿

番号	団 体 名	役 職	氏 名	備 考
1	徳島大学大学院	教授	奥嶋 政嗣	会長
2	徳島バス(株) 企画管理部	副部長	東 孝行	
3	ノヴィルホールディングス(株)	ディレクター	岩城 雅弘	
4	八幡交通(有)	代表取締役	松村 利明	
5	徳島バス労働組合	執行委員長	松本 忠宏	
6	四国運輸局徳島運輸支局 総務・企画観光担当	首席運輸企画専門官	賀出 晴美	
7	四国運輸局徳島運輸支局 輸送・監査部門	首席運輸企画専門官	山本 美恵子	
8	徳島県 県土整備部 次世代交通課	課長補佐	宮島 崇	
9	徳島県東部県土整備局（吉野川） 施設管理担当	課長	浅野 雅之	
10	阿波吉野川警察署	交通課長	齋藤 香郎	
11	阿波市社会福祉協議会	事務局長	大村 久美子	
12	阿波市老人クラブ連合会	会長	田村 二男	
13	阿波市婦人団体連合会	会長	原田 道代	
14	阿波市商工会	会長	児玉 敬二	監事
15	阿波市交通安全協会	会長	岡村 清	監事
16	阿波市議会	議長	笠井 一司	
17	阿波市議会 総務常任委員会	委員長	武澤 豪	
18	阿波市	副市長	町田 寿人	副会長
19	阿波市	教育長	高田 稔	

協議事項 1

1. 「阿波市デマンド型乗合交通 あわめぐり」の運行状況について

(1) 月別利用状況の推移
ア 令和2年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計
乗車人数	642	535	784	791	755	721	831	768	819	710	746	1,021	9,123
1日平均	30.5	29.7	35.6	37.6	37.7	36.0	37.7	40.4	40.9	37.3	41.4	44.3	37.5
運行日数	21	18	22	21	20	20	22	19	20	19	18	23	243

(単位：人、日)

イ 令和3年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計
乗車人数	910	784	1,001	919	865	961	1,021	930	998	916	845	1,141	11,291
1日平均	43.3	43.5	45.5	45.9	41.1	48.0	48.6	46.5	49.9	48.2	46.9	51.8	46.6
運行日数	21	18	22	20	21	20	21	20	20	19	18	22	242

(単位：人、日)

ウ 令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計
乗車人数	1,091	1,076	1,267	1,069	1,119	1,003	1,148	1,118	1,266	1,040			11,197
1日平均	54.5	56.6	57.5	53.4	50.8	50.1	54.6	55.9	63.3	54.7			55.1
運行日数	20	19	22	20	22	20	21	20	20	19			203

(単位：人、日)

(2) 令和4年度の運行の見込みについて

今年度においても、「あわめぐり」導入当初の目標としていた「年間延べ利用者数 10,000人」を12月中に達成しており、今年度の年間延べ利用者数は、13,000人程度を見込んでいます。

乗降場所一覧（令和5年1月1日 現在）

◆乗り降りできる場所（自宅若しくは自宅付近、乗降場所）

- 乗降場所は事情により変更になる場合があります。
- ご自宅以外の個人宅、途中下車や寄り道はできません。
- ご乗車される際は、予約時にお伝えした予定時間に乗降場所でお待ちください。
- 交通状況や乗合い状況により運行時間が遅れることがあります。

医療施設			
吉野町	大串医院	阿波町	大塚歯科医院
	大久保医院		おおつか内科
	中西歯科医院		笠井病院
	中山医院		川人医院
	福島歯科医院		根東歯科医院
	ほそかわ歯科医院		さかまき整形外科
	よこやま歯科		賛広診療所
土成町	医療法人 阿部歯科医院		医療法人 重清内科外科
	乾内科外科		十川歯科クリニック
	医療法人 大塚歯科医院		西川内科クリニック
	大野病院		にしむら歯科医院
	医療法人 金塚内科		林内科医院
	御所診療所		へいしま歯科ファミリークリニック
	じゅん歯科医院		松本眼科
	スマイル歯科		医療法人 村上医院
	板東眼科		森下医院
市場町	医療法人 赤池循環器消化器内科		医療法人 安田歯科
	阿波病院		らいちクリニック
	稲井歯科医院		
	医療法人 岩脇歯科医院		
	医療法人 太田診療所		
	近藤医院		
	こんどう歯科クリニック		
	新藤歯科		

【阿波市外】

吉野川市	鉄道
	J R鴨島駅
	J R学駅
	J R阿波山川駅
	医療施設
	吉野川医療センター

＜鉄道をご利用の方へ＞

多くの方にご利用していただきたいので、最寄り駅での乗降をお願いします。ご協力よろしくお願いします。



商業施設	
吉野町	くすりのレディ阿波吉野店
	コーナンホームストック吉野店
	ファミリーマート吉野町西条店
	マルナカ柿原店
	マルナカ吉野店
	ローソン阿波吉野町店
土成町	天然温泉 御所の郷
	コメリハード & グリーンソ土成店
	JAグリーンとなりマルシェ
	セブソイルブソ阿波土成町店
	ファミリーマート土成インター店
	ファミリーマート土成町土成店
	ファミリーマート土成町吉田店
	コスモス薬品 土成店
市場町	コメリハード & グリーンソ市場店
	JA夢市場
	セブソイルブソ阿波市場町香美店
	コスモス薬品市場店
	ファミリーマート阿波市場町北店
	ファミリーマート市場町店
	マルナカ市場店
阿波町	ドラッグストアモリ 市場店
	ショッピングプラザ アワーズ
	阿波土柱の湯
	コメリハード & グリーンソ阿波店
	JA土柱の里
	コスモス薬品阿波店
	デイリーマートウインズ店
	ドラッグセイムス阿波店
	ファミリーマート阿波岩津橋北店
	ファミリーマート阿波善地店
	ミニストップ 阿波久原店
	ローソン阿波病院前店

金融機関（窓口）	
吉野町	柿原郵便局
	徳島大正銀行 阿北支店
	吉野郵便局
土成町	阿波銀行 土成支店
	御所郵便局
	JA板野郡 阿波支店
	土成郵便局
	南原簡易郵便局
市場町	阿波銀行 市場支店
	市場郵便局
	大俣郵便局
	JAあわ市 市場支店
	徳島大正銀行 市場支店
阿波町	八幡郵便局
	阿波郵便局
	伊沢郵便局
	JAあわ市 本店
	徳島大正銀行 阿波町支店
	林郵便局

公共施設等			
吉野町	阿波市社会福祉協議会 吉野支所（こすもす）		阿波市社会福祉協議会 阿波支所（バーベナの里）
	阿波市役所 吉野支所		阿波市役所 阿波支所
	一条小学校		久勝小学校・久勝公民館
	柿原小学校		伊沢小学校・伊沢公民館
	吉野中学校		林小学校
	阿波高等学校		阿波中学校
	吉野柿原公民館		阿波西高等学校
	吉野中央公民館		林公民館
土成町	阿波市役所 土成支所		阿波高速バス停留所
	御所小学校		
	土成小学校		
	土成中学校		
	土成中央公民館		
	土成高速バス停留所		
市場町	阿波市役所 本庁		
	八幡小学校		
	市場小学校		
	大俣小学校		
	市場中学校		
	八幡公民館		
	市場公民館		
	大俣公民館		
	市場住民センター		
	市場図書館		

予約センター電話番号
0883(36)1133

受付時間 9:00～17:00
月曜日～金曜日
(祝休日・年末年始(12月29日から1月3日))を除く)

- ☆ご利用する1週間前から1時間前までに予約が必要です。
- ☆キャンセルは1時間前までにお願いします。

2. 阿波市地域公共交通計画について

(1) 阿波市地域公共交通計画策定に係る協議会の開催状況について

ア 令和4年度第1回阿波市地域公共交通活性化協議会

日時：令和4年4月22日（金） 午後2時から

場所：阿波市役所3階 大会議室

協議事項：

- (ア) 令和3年度事業報告及び決算報告について
- (イ) 令和4年度事業計画（案）及び予算（案）について
- (ウ) 規約の変更について
- (エ) 阿波市地域公共交通計画（仮称）の策定について

イ 令和4年度第2回阿波市地域公共交通活性化協議会

日時：令和4年9月27日（火） 午前10時から

場所：阿波市役所3階 大会議室

協議事項：

- (ア) 阿波市地域公共交通の現状について
- (イ) 「あわめぐり」の無断キャンセルの取扱いについて
- (ウ) 「あわめぐり」のインターネット予約導入について
- (エ) 阿波市地域公共交通計画策定について
- (オ) その他

ウ 令和4年度第3回阿波市地域公共交通活性化協議会

日時：令和4年11月24日（木） 午後1時30分から

場所：阿波市役所3階 大会議室

協議事項：

- (ア) 「あわめぐり」のインターネット予約利用規約の制定について
- (イ) 「あわめぐり」のインターネット予約に係る取決めについて
- (ウ) 阿波市地域公共交通計画（素案）について
- (エ) その他

エ 令和4年度第4回阿波市地域公共交通活性化協議会

日時：令和5年2月3日（金） 午後2時から

場所：阿波市役所3階 大会議室

協議事項：

- (ア) 「あわめぐり」の運行状況について
- (イ) 阿波市地域公共交通計画について
- (ウ) その他

(2) 阿波市地域公共交通計画策定に係る調査・評価等の経過について

ア 住民アンケート調査

- (ア) 調査対象 18歳以上の阿波市民の方から2,000名を無作為抽出
- (イ) 調査時期 令和4年8月
- (ウ) 調査方法 郵送による配布・回収
- (エ) 回収状況 送付数2,000通 回収数868通 有効回収率43.4%

イ 高校生アンケート調査

- (ア) 調査対象 市内在住の阿波高等学校及び、阿波西高等学校に通う高校1年生・高校2年生
- (イ) 調査期間 令和4年9月16日(金)～令和4年10月7日(金)
- (ウ) 調査方法 高等学校を通じて配布・回収
- (エ) 回収状況 227通

ウ あわめぐり利用者アンケート調査

- (ア) 調査対象 「阿波市デマンド型乗合交通 あわめぐり」利用者
- (イ) 調査期間 令和4年9月28日(水)から令和4年10月11日(火)
- (ウ) 調査方法 「あわめぐり」の車両4台にそれぞれアンケート用紙等を設置
- (エ) 回収状況 43通

エ 交通事業者・関係事業者ヒアリング

- (ア) 対象事業者 市内交通事業者及び、「あわめぐり」利用状況上位乗降場所
- (イ) 調査期間 令和4年10月14日(金)から令和4年11月2日(水)
- (ウ) 調査方法 面談もしくは電話による回答

オ パブリックコメント募集

- (ア) 募集対象 阿波市民及び阿波市に通勤・通学されている市外の方
- (イ) 募集期間 令和4年12月23日(金)から令和5年1月23日(月)
- (ウ) 応募方法 窓口への提出・郵送・FAX・メール

カ 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価

日時：令和5年1月11日(水)から令和5年1月17日(火)の間、書面にて実協議事項：

- (ア) 地域公共交通調査事業(計画策定事業)の自己評価について
- (イ) 地域公共交通調査事業の概要(計画策定事業)について

(3) 今後のスケジュールについて

令和5年3月 阿波市地域公共交通計画策定予定

(4) パブリックコメントの募集結果について

ア パブリックコメント到達数 24件

イ パブリックコメントの内訳

(ア) 交通網の形成に関すること・・・・・・・・・・ 3件

(イ) 他機関との連携・まちづくりに関すること・・・・ 2件

(ウ) 「あわめぐり」の広報に関すること・・・・・・ 4件

(エ) 「あわめぐり」の予約に関すること・・・・・・ 3件

(オ) 「あわめぐり」の利便性の向上に関すること・・・ 12件

エ パブリックコメントの回答（案）

次頁以降に記載

交通網の形成に関すること

No.	ご意見・ご提言	計画(案)への記載	対応方針(案)	ご意見・ご提言に対する考え方	考察
1	「あわめぐり」利用者から「病院からの帰りは、終わる時間が何時になるかわからないので予約しづらい」との声があります。 現に病院へ行く人数より病院から帰る人数が2割ほど少ないので、出来れば12時・13時など定時に阿波市内のタクシー会社や公民館や大型の商業施設迄の周遊運行ができませんか。 そうするとその後は、タクシー会社や公民館や大型の商業施設をハブとして、タクシーや「あわめぐり」を利用して帰宅出来るのではないかと思います。	あり	反映済み	「あわめぐり」は事前予約制となっていることから、ご利用者の方には、予め余裕を持った事前の予約を推奨しているところです。 また、定時運行のバス路線については、「あわめぐり」とは別の交通モードとなることから、四国運輸局の認可が別途必要となります。バス路線については、利用者数が非常に少なく、採算が合わない等の理由から廃線となったことから、現在の「あわめぐり」を導入した経緯があります。 新たなコミュニティバスの導入には多額の経費が必要となる一方で、過去の経緯を踏まえると費用対効果も低いものとなることが予想されることから、定時運行の路線バスの導入は現在のところ検討しておりません。	
2	現行のスクールバスの見直しを検討されているようですが、「あわめぐり」の増車も含む検討をお願いします。 例えばスクールバスを廃止してあわめぐりを増便する方法や逆にスクールバスを残して阿波西、阿波高校の生徒の通学にも利用するなど。	あり	反映済み	スクールバスについては、大影小学校の休校及び旧日開谷小学校の廃校に伴い、両校区の児童が新たな通学先となる大俣小学校までの距離が遠くなることから、児童の通学の容易性の確保すること及び、登下校の円滑安全な輸送を主目的とし運行しております。そのため、通学専用のスクールバスについては、維持することとします。 なお、高等学校への通学は通学距離が中学校よりも遠くなること及び、「あわめぐり」が公共交通であるという観点から「あわめぐり」の通学目的の利用は可としております。 「あわめぐり」の増車については今後、利用者数が著しく増加することによる予約不成立数が急激に増加した際に費用対効果や市の公的負担とのバランス等を考えながら、慎重に検討してまいります。	

交通網の形成に関すること

No.	ご意見・ご提言	計画(案)への記載	対応方針(案)	ご意見・ご提言に対する考え方	考察
3	◆現在の公共交通の代替案として新たなデマンド型交通というより、食糧を運ぶウーバー・バイクの人を運ぶ版をアプリか何かで情報共有・連携し、AIで調整すれば、現在、ネックとなる固定化されている時間、行き先の細かな調整が可能になるではないか。 ◆運行管理についての(案) 時間に余裕がある人や行き先が定例している人等が登録すれば、交通弱者以外に農家等の収益向上や新たな雇用、他自治体への拡大等の期待ができる。 農閑期や雨天の際は、農家は比較的、時間的な余裕があるため、送迎可能と思う。 マッチングが上手く行くようであれば、多少の時間は前後しても、往復でいくらかの収益が得られるのであれば、行き先が同じ病院への乗り合わせが可能となり、互いにウィンウィンの関係となるとともに、市の負担額も軽減されるのではないか。 ただし、白タクにならないよう法令改定も踏まえた協議、仕組み作りが必要である。 事業を支援する登録者の資格審査(運転技能、車両、任意保険等)や表示(当日は「あわめぐり」のマグネットを貼付して走行)等は、必須。 運営には、予め、登録者に車種、行き先等を入力してもらい、随時、利用者からのフィードバックも反映すると良いと思う。 新たな配車管理システムを構築するとなると費用がかさむので、既存のアプリ等の転用を検討・活用し、経費は維持費用のみとしてはどうか。	あり	反映済み	「あわめぐり」は配車システムからIoTを活用し、予約順に運行経路を作成しており、1回の運行でより多くの利用者を輸送できるよう、乗合率の向上に努めているところがあります。 現行の「あわめぐり」は、利用者も順調に増加傾向にあり、地域の足として根づきつつありますので、より新たな交通モードの導入は現在のところ、検討しておりません。しかし、いただいたご意見のように、自家用有償旅客運送やその他、自動運転車両による輸送を導入している自治体もございます。 阿波市地域公共交通活性化協議会においても、国や他の自治体の動向や先進事例及び、地域の実情等を踏まえながら、本市にあった最適な交通モードを引き続き、研究してまいります。	

他機関との連携・まちづくりに関すること

No.	ご意見・ご提言	計画(案)への記載	対応方針(案)	ご意見・ご提言に対する考え方	考察
4	(仮称)阿波スマートインターチェンジでの高速バス停留所及び利用者用駐車場の設置は検討されていますか。	—	—	(仮称)阿波スマートインターチェンジ完成後は、現在の交通の流れや交通状況が変化することが予想されます。本計画(案)では、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画期間としており、その間「阿波市地域公共交通活性化協議会」において毎年度、各種施策の進捗状況の分析等、計画の検証を行い、必要に応じて計画の適切な見直しを行う予定です。 (仮称)阿波スマートインターチェンジ完成後の施設整備等についてのご意見は、関係機関と情報共有させていただきます。	
5	高齢化が急速に進む阿波市では、継続して交通弱者を支援していく必要があると理解しているが、現在、運行しているタクシー会社等も、近い将来、事業継続が困難となり、廃業する確率が高いことが予想される。	—	—	本計画(案)は、今後5年間の公共交通の方向性を示すものです。いただいたご意見は、まちづくり全体の課題でありますので、関係機関と共有させていただきます。	

広報に関すること

No.	ご意見・ご提言	計画(案)への記載	対応方針(案)	ご意見・ご提言に対する考え方	考察
6	「あわめぐり」のスマートフォン等で手軽に予約するため、インターネット予約を実施がきまっています。が、いつ頃から実施しますか。出来ればYouTubeで予約の利用方法がわかるようにしてほしいです。	あり	反映済み	「あわめぐり」のインターネット予約は、利用者の利便性の向上を目的として、令和4年度第2回阿波市地域公共交通活性化協議会において、承認を得ております。導入時期は現在のところ、令和5年4月1日を予定しております。 また、インターネット導入に合わせて、阿波市公式YouTube等を活用した利用方法の案内の情報発信の検討もしております。	
7	「あわめぐり」の利用方法はACNでは放送していますが、YouTubeでの配信はいつごろになりますか。	あり	反映済み	令和5年度から「あわめぐり」のインターネット予約を導入開始予定としております。具体的な配信時期等は関係各所との協議の上決定する必要があるため未定です。しかし、現行の「あわめぐり」利用方法の放送内容を併せて、インターネット予約の内容も盛り込んだ広報映像を作成し、広く広報したいと考えております。	
8	年に1度程度は広報あわの表紙にあわめぐりを載せてはどうか。予約方法や乗降方法などが動画で視聴できるようになれば、動画サイトにリンクするQRコードや利用状況などを広報に掲載してもいいのではないでしようか	あり	反映済み	「阿波市デマンド型乗合交通」は、平成31年4月から2年間の実証実験運行を経て、令和3年度から「あわめぐり」として本格運行しております。 令和元年度から今年度までの4年間は、少なくとも年に1回は広報誌へ「阿波市デマンド型乗合交通」をはじめとする「公共交通」関連の記事を掲載しております。 令和5年度以降も定期的な「公共交通」関連の情報発信を継続してまいります。	
9	「あわめぐり」の乗降場所にて「あわめぐり」のご利用ガイドや登録用紙を設置できませんか。	—	—	「あわめぐり」のご利用ガイド等は、阿波市公式HPにおいて公開しているとともに、阿波市役所本庁舎及び各支所において設置・配布しております。 また、来庁が難しい等の理由から郵送での送付を希望される方には、ご利用ガイド等の郵送も行っております。 いただいた内容のご意見として承ります。	

予約に関すること

No.	ご意見・ご提言	計画(案)への記載	対応方針(案)	ご意見・ご提言に対する考え方	考察
10	「あわめぐり」に乗車する際、その都度電話しなければならぬ。繋がらない事もある。ネット予約などを検討できないか？	あり	反映済み	令和4年度第2回阿波市地域公共交通活性化協議会において、利用者の利便性の向上を目的として、インターネット予約の導入の承認を得ております。現在のところ、令和5年4月1日運用開始を予定しており、準備を進めております。	
11	「あわめぐり」の予約は1時間前なので、病院などでは帰る時間がまちまちなので予約が取りづらい場合があります。それに対応して予約の締め切り時間を乗車時間の半時間前にできませんか。実施している行政もあります。	—	—	「あわめぐり」の運行管理をしているシステムの運営上、1時間前までの予約としており、受付後、IoTを活用して自動で運行経路を作成しております。 「あわめぐり」の運行区域は市内全域となっており、時間から、車両の移動に時間を要する場合がありますので、時間に余裕をもって、安全に運行するため、現行の予約の受付締め切り時間を前倒しすることは現在のところ検討しておりません。	
12	「あわめぐり」の時間帯別利用者数を見ると午前9時台が最も多いですが、アンケートでは通院時の自宅からの出発時間でもっとも多いのが8時台であり8時台に前倒しはできませんか。標準化出来れば予約も分散して予約そのものが取りやすくなるのでは。他の要因として8時台の予約が通学に優先されていませんか	—	—	「あわめぐり」の7時台の運行は、高校生の通学優先として運行しております。しかし、高等学校等への到着時刻が、8時台になることや、車両が高等学校付近に集中することから、次の予約の場所までの移動に時間を要することがあると考えられます。7時台が高校生優先の運行時間帯であることを考慮していただき、ご理解くださいますようお願いいたします。	

「あわめぐり」の利便性の向上に関すること

No.	ご意見・ご提言	計画(案)への記載	対応方針(案)	ご意見・ご提言に対する考え方	考察
13	「あわめぐり」土日の運行はできませんか。土曜日の病院やいろいろなイベントにも参加したいとの声があります。	あり	反映済み	「あわめぐり」の運行は、八幡交通(有)及び(有)土柱タクシーに委託しております。 現在は、平日のみの運行としておりますが、運行日を増やすとすると、運転手の確保の問題や、委託費をはじめとする運行経費の増加等の課題が生じます。 いただいたご意見は、今後の阿波市地域公共交通活性化協議会において運行の見直しをする際の参考意見として承ります。	
14	デマンドの予約センターの業務も忙しい時間帯もあるかと思いますが、丁寧な案内を心がけて欲しいです。	あり	反映済み	計画(案)では、「市民や関係者と共につくる持続可能な地域公共交通」を基本方針3に掲げ、「様々な関係者との協働によって、持続可能な公共交通を運営する」ことを目標としています。 定期的に阿波市地域公共交通活性化協議会を開催し、協議会内での意見交換を通じて利用者や市民のニーズ等の情報共有を図り、安全・安心な地域公共交通を目指してまいります。 いただいた内容は、関係機関と情報共有させていただきます。	
15	「あわめぐり」の登録をインターネットで出来るようにできませんか。	－	－	「あわめぐり」は阿波市に住民票があり、車両への乗り降りがお一人でする方を対象とした交通モードであるため、市役所で住民票の確認をする必要があります。このため「あわめぐり」の利用登録は、市役所窓口での申請書の提出の他、FAX及びメールでの受付とさせていただきます。	
16	病院や大型店舗では車両の出入りが多く「あわめぐり」の利用者の安全確保の点からも、「あわめぐり」専用駐車場を設けることはできませんか。	－	－	「あわめぐり」は、指定乗降場所の各施設管理者の皆様から、運行の趣旨にご賛同いただいた上で、各施設への乗入を無償でご承諾いただき、運行しております。 また、一部の乗降場所を除いた各施設は、阿波市または阿波市地域公共交通活性化協議会の所有地ではないことから、「あわめぐり」専用の駐車スペースを設けることは困難であると考えております。	

「あわめぐり」の利便性の向上に関すること

No.	ご意見・ご提言	計画(案)への記載	対応方針(案)	ご意見・ご提言に対する考え方	考察
17	「あわめぐり」アンケートの内で目的地(乗降場所)を増やして欲しいとの要望が多いですが、乗降場所を増やす検討はされていますか。具体的に美容室や理髪店を乗降場所にできませんか。	—	—	「あわめぐり」の乗降場所は、公共施設をはじめ病院や、金融機関、大型商業施設等の不特定多数の市民の方の利用が見込まれる場所を乗降場所として設置しており、令和5年1月1日現在の乗降場所は、約130カ所となっております。今後におきましても、現在の乗降場所の指定基準に沿った運用を継続してまいります。 個人商店等につきましても、限られた財源の中、持続可能な運営を続けていくこと及び、タクシー業界への影響があること等の観点から追加の指定は極めて難しいと考えております。 個人商店等をご利用の方々は、目的地近隣の公共施設等を「バス停」としてご利用いただき、目的地まで外出していただきたいと思いますようお願いいたします。	
18	「あわめぐり」乗車時の手荷物について膝上の限定を緩和できませんか。他の公共交通では手荷物を膝上限定は少ないです。運転手の手助けが必要でなく、個人で管理できる程度なら問題はないと思います。	—	—	「あわめぐり」は乗合で運行しておりますので、荷物が多い方を受け付けた場合、その後に予約された方が、予約した車両に乗車できないといったことが発生する可能性があります。このため、車内への持ち込みは、現行通り膝の上に乗る荷物までとさせていただきます。 安全で安心な「あわめぐり」の運行へのご協力をお願いいたします。	
19	「あわめぐり」の年間運行日数が242日に対して年間利用回数が多い人は、321回の利用がありました。年間パスポートなどの仕組みは検討されていますか。	—	—	「あわめぐり」は、運行主体が阿波市地域公共交通活性化協議会であるため、定期券等の企画・販売には、販売窓口の運営方法等、課題が多くあります。 また、ご乗車いただく際に必ず運行予約が必要なお交通モードであり、鉄道等のように、所定の場所で希望すれば必ず乗れる交通モードではありません。定期券等を導入したとしても、時間が合わずにご乗車の機会が少なくなった場合の補償等、検討事項も多くありますので、定期券等の導入は困難であると考えております。 いただいた内容は、ご意見として承ります。	

「あわめぐり」の利便性の向上に関すること

No.	ご意見・ご提言	計画(案)への記載	対応方針(案)	ご意見・ご提言に対する考え方	考察
20	「あわめぐり」は13時台の利用が12時台・14時台に比べると少なくなっています。運転手が昼休みの為に車両が4台の内2台しか走らない為に利用者数が落ち込んでいないのでしょうか。アンケートでも通院時の帰宅時間で一番多いのが12時～14時となっています。昼の時間帯に運転手の交代や増車を含めて4台運行ができませんか。	—	—	「あわめぐり」は、交通事業者へ運行委託しておりますので、運転手の確保等についても、交通事業者の責任においてお願いしております。 また、「あわめぐり」の運行経費等の大部分は阿波市から阿波市地域公共交通活性化協議会への負担金で賄っているため、限られた予算の範囲内で効率的な運行を目指しております。 増車等は、市の負担金も増加しますので、市財政とのバランスを図りながら、その必要性を慎重に検討してまいります。 いただいた内容は、ご意見として承ります。	
21	利用者にとってわかりやすくするために、「あわめぐり」のピンクのスデッカーを乗降場所に貼ることを検討されていますが、乗降場所のベンチについても、ピンクのスデッカーを貼ることができませんか。ベンチが無いところには新設もできませんか。場所によっては建物内で待っていていただくことも必要ではないでしょうか。運転手がどこにいても探さなくいいし、利用者の方も安心して待てると思います。	—	—	「あわめぐり」は、各施設管理者から運行の趣旨のご賛同と敷地内への無償での乗入に対するご承諾を得て、乗降場所として指定した上で運行しております。計画(案)の施策で記載しているスデッカーの貼付の検討についても、施設管理者のご承諾を得られた場合のみ、実施することが可能です。 また、各施設の敷地内にあるベンチ等は、各施設の所有物となりますので、スデッカーを貼付し占有することは難しいと考えております。 さらにベンチの新設についても、乗降場所が各施設のご承諾の上に成り立っていることや、限られた予算の中で「あわめぐり」の持続可能な運行を目指していることから、現在のところ検討はしておりません。 いただいた内容は、ご意見として承ります。	

「あわめぐり」の利便性の向上に関すること

No.	ご意見・ご提言	計画(案)への記載	対応方針(案)	ご意見・ご提言に対する考え方	考察
22	「あわめぐり」の車両について、車両が大きいものについて乗降しにくいとの声があります。またステップを踏み外しそうになったとも聞いています。乗降時の踏み台対応や小さい車両への変更は検討されていますか。	—	—	「あわめぐり」は乗合交通のため、1回の運行でより多くの利用者の方を輸送することで、運行効率を高めていきたいと考えております。 このことから、現在のところワゴン車2台、セダン車2台で運行体制を取っておりますが、変更は検討しております。 ワゴン車に関しては、踏み台もしくはステップをご用意しておりますので、ご乗車の際は、足元にお気をつけてご乗車くださいますようお願いいたします。	
23	「あわめぐり」の乗降場所について、障がい者施設にも停まってほしい。送迎のない事業所もある。 また、福祉サービスは制限があり、毎日の通所には使えない。市内の福祉事業所も乗降場所に指定して欲しい。	—	—	「あわめぐり」は地域公共交通機関であることから、乗降場所は、公共施設をはじめ病院や、金融機関、大型商業施設等の不特定多数の市民の方の利用が見込まれる場所を乗降場所として設置しております。今後におきましても、現在の乗降場所の指定基準に沿った運用を継続してまいります。 目的地在が乗降場所の指定を受けていない場合、近隣の公共施設等を「バス停」としてご利用いただき、そこから徒歩もしくは、タクシーのご利用をお願いいたします。 いただいた内容は、ご意見として承ります。	
24	東徳島医療センターを乗降場所に加えてほしい。	—	—	「あわめぐり」は、阿波市内を区域内運行として運行しております。現在は、阿波市内に「JRの駅」や「総合病院」がないことから、JRの3駅、及び「吉野川医療センター」に限り、吉野川市地域公共交通会議、また地元タクシー会社などに承諾をいただき、特別に乗入の許可をいただいた上で、運行をしております。 このことから市外への運行は、市内の運行への影響、当該市町の交通会議、地元タクシー会社との協議など、様々な課題が生じてまいりますので、慎重な判断が必要です。 いただいた内容は、ご意見として承ります。	

阿波市地域公共交通計画（案）
（新旧対照表）

第1章 はじめに

1.1 計画策定の経緯

阿波市では、平成 30 年 3 月に「阿波市地域公共交通網形成計画」を策定し、3つの基本方針として「交通弱者をはじめ、市民誰もが安心して利用できる日常生活を支援する公共交通」、「市民ニーズへの対応や公共交通空白地域の改善に資する、新たな交通モードの導入による効率的な公共交通」、「地域住民や関係者との協働により、維持存続し続ける公共交通」を掲げ、各施策に取り組んできました。

一方、国においては平成 25 年 12 月に交通に関する基本理念や国・自治体・事業者等の責務などを定めた「交通政策基本法」が施行され、さらに、令和 2 年 11 月には「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正が行われました。

これにより、自治体が先頭に立ち、関係者との合意のもと、「地域公共交通ネットワークの形成」に加え、「地域における輸送資源を総動員」することで、持続可能な地域の旅客運送サービスの提供を確保するための基本計画となる「地域公共交通計画」の策定が努力義務化されることになりました。

1.2 計画策定の目的

本市の公共交通機関は、鉄道が無く、民間の路線バスについても、利用者の減少などの影響で令和 4 年 10 月 1 日から市内の運行が廃止となりました。

そのような中で本市は、公共交通空白地域の解消や市民ニーズに対応するため、新たな交通モードとして「デマンド型乗合交通」の導入を検討し、平成 31 年 4 月から令和 3 年 3 月までの 2 年間の実証実験運行を経た後、運行便数や割引対象の拡大等を行い、令和 3 年 4 月より「阿波市デマンド型乗合交通 あわめぐり」の本格運行を開始しました。令和 3 年度の「あわめぐり」の年間延べ利用者数は 10,000 人を超え、地域の足として定着しつつあります。

しかし、「あわめぐり」の利用者数が年々増加していることに伴い、予約成立率が低下することが予測されるなど、新たな課題が生じています。

こうした背景を踏まえ、阿波市地域公共交通活性化協議会において議論を行い、本市の上位計画である「第 2 次阿波市総合計画」などに基づき、市の公的負担とバランスを図りながら、市民誰もが安心して利用できる持続可能な公共交通の構築を目指し、地域が一丸となって取組を進めるため、「阿波市地域公共交通計画」を策定します。

第1章 はじめに

1.1 計画策定の経緯・目的

阿波市では、平成30年3月に「阿波市地域公共交通網形成計画」を策定し、3つの基本方針として「交通弱者をはじめ、市民誰もが安心して利用できる日常生活を支援する公共交通」、「市民ニーズへの対応や公共交通空白地域の改善に資する、新たな交通モードの導入による効率的な公共交通」、「地域住民や関係者との協働により、継続存続し続ける公共交通」を掲げ、各施策に取り組んできました。

一方、国においては平成25年12月に交通に関する基本理念や国・自治体・事業者等の責務などを定めた「交通政策基本法」が施行され、さらに、令和2年11月には「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正が行われました。

これにより、自治体が先頭に立ち、関係者との合意のもと、「地域公共交通ネットワークの形成」に加え、「地域における輸送資源を総動員」することで、持続可能な地域の旅客運送サービスの提供を確保するための基本計画となる「地域公共交通計画」の策定が努力義務化されることになりました。

本市の公共交通機関は、鉄道が無く、民間の路線バスについても、利用者の減少などの影響で令和4年10月1日から市内の運行が廃止となりました。

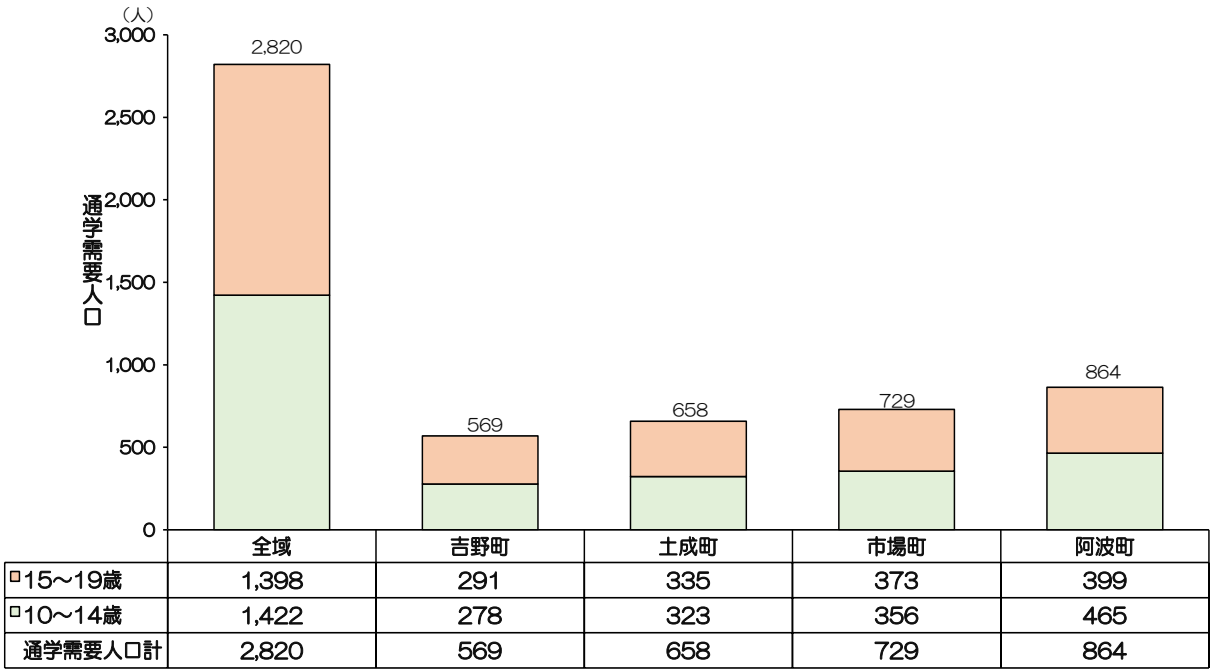
そのような中で本市は、公共交通空白地域の解消や市民ニーズに対応するため、新たな交通モードとして「デマンド型乗合交通」の導入を検討し、平成31年4月から令和3年3月までの2年間の実証実験運行を経た後、運行便数や割引対象の拡大等を行い、令和3年4月より阿波市デマンド型乗合交通 あわめぐりの本格運行を開始しました。令和3年度のあわめぐりの年間延べ利用者数は10,000人を超え、地域の足として定着しつつあります。また、あわめぐりの利用者数が年々増加していることに伴い、予約成立率が低下することが予測されるなど、新たな課題が生じています。

こうした背景を踏まえ、阿波市地域公共交通活性化協議会において議論を行い、本市の上位計画である「第2次阿波市総合計画」などにに基づき、市の公的負担とバランスを図りながら、市民誰もが安心して利用できる持続可能な公共交通の構築を目指し、地域が一丸となって取組を進めるため、「阿波市地域公共交通計画」を策定します。

4 地区別の通学需要年齢の人口

令和2年国勢調査では、通学需要がある「15～19 歳」及び今後通学需要が発生する「10～14 歳」人口の総人口に対する割合は、市全体で 2,820 人となり、地区別では、阿波町が最も多く 864 人となっています。

▼地区別通学需要人口

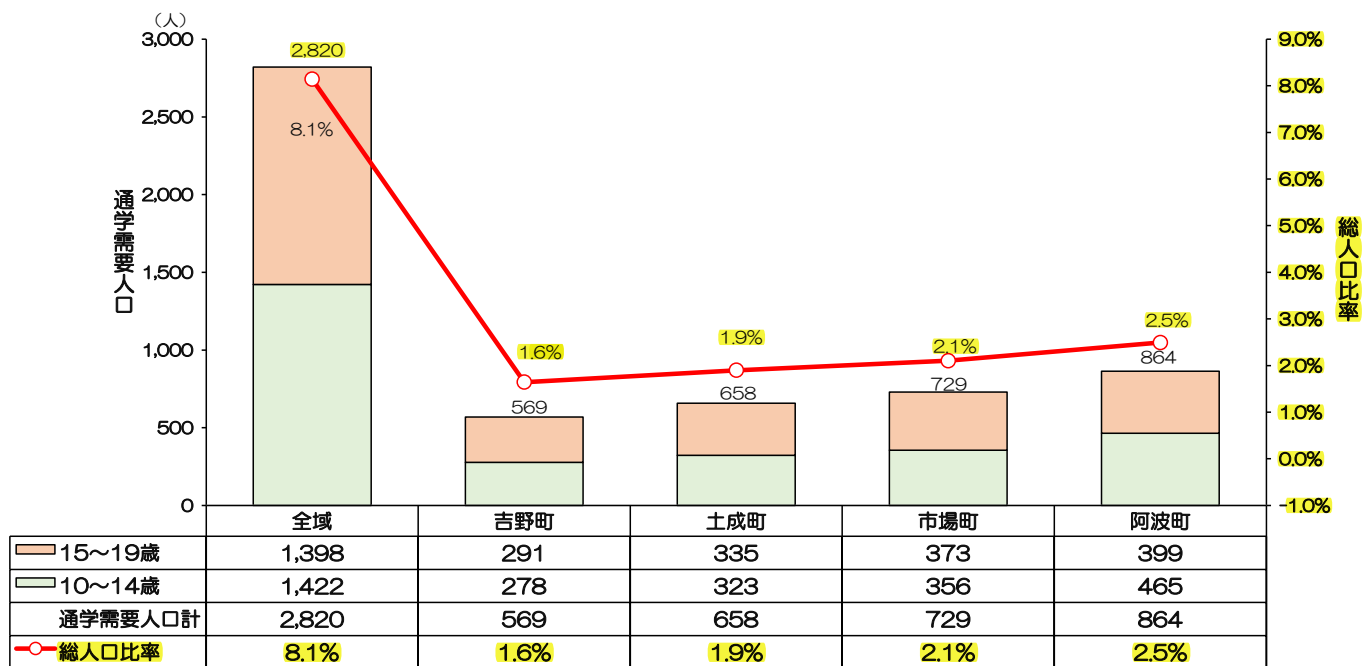


出典：令和2年国勢調査

4 地区別の通学需要年齢の人口

令和2年国勢調査では、通学需要がある「15～19歳」及び今後通学需要が発生する「10～14歳」の人口と総人口に対する割合は、市全体で2,820人（総人口比率8.1%）となり、地区別では、阿波町が最も多く864人（総人口比率2.5%）となっています。

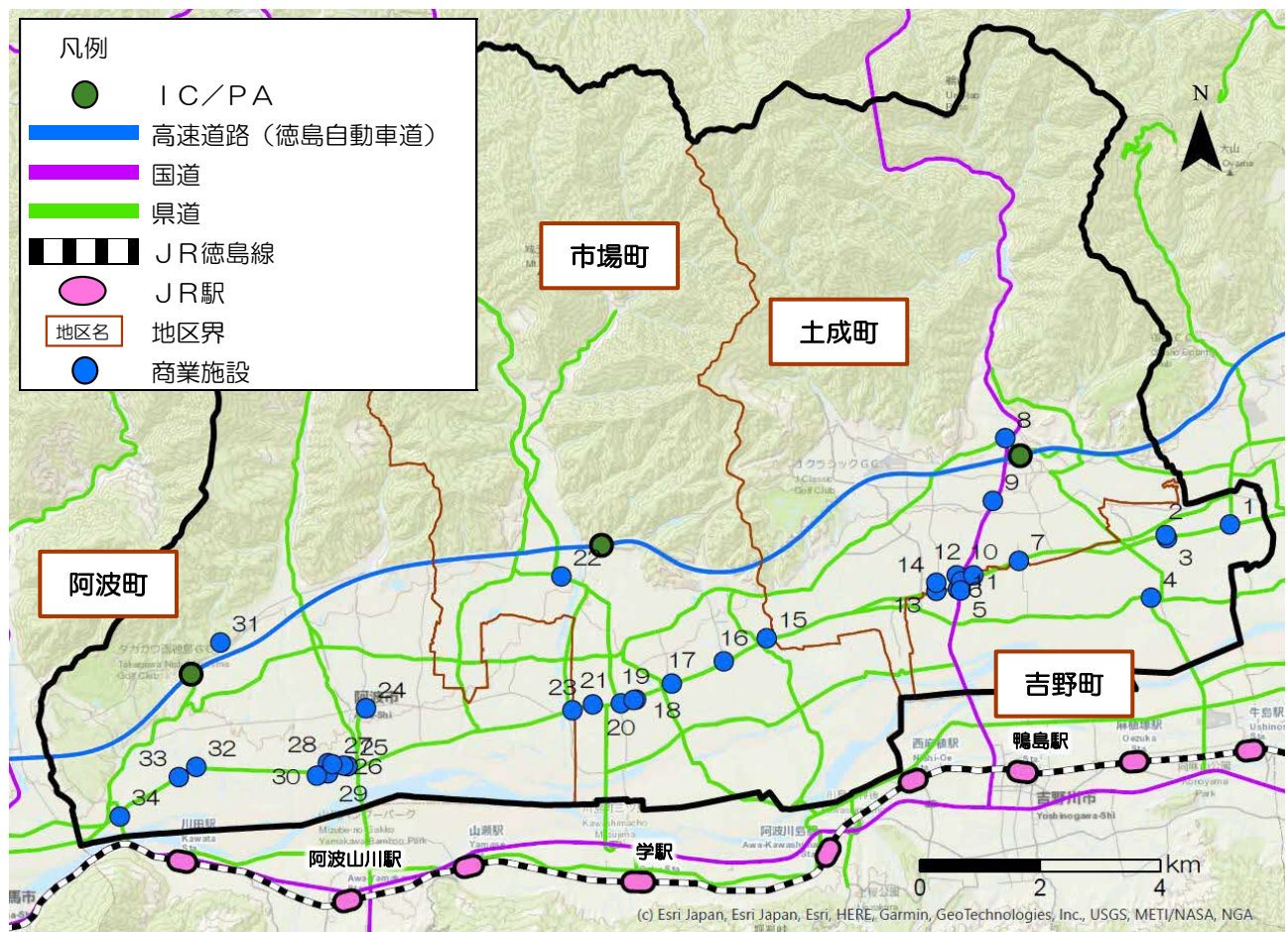
▼地区別通学需要人口



出典：令和2年国勢調査

3 商業施設

▼商業施設立地状況



出典：iタウンページ

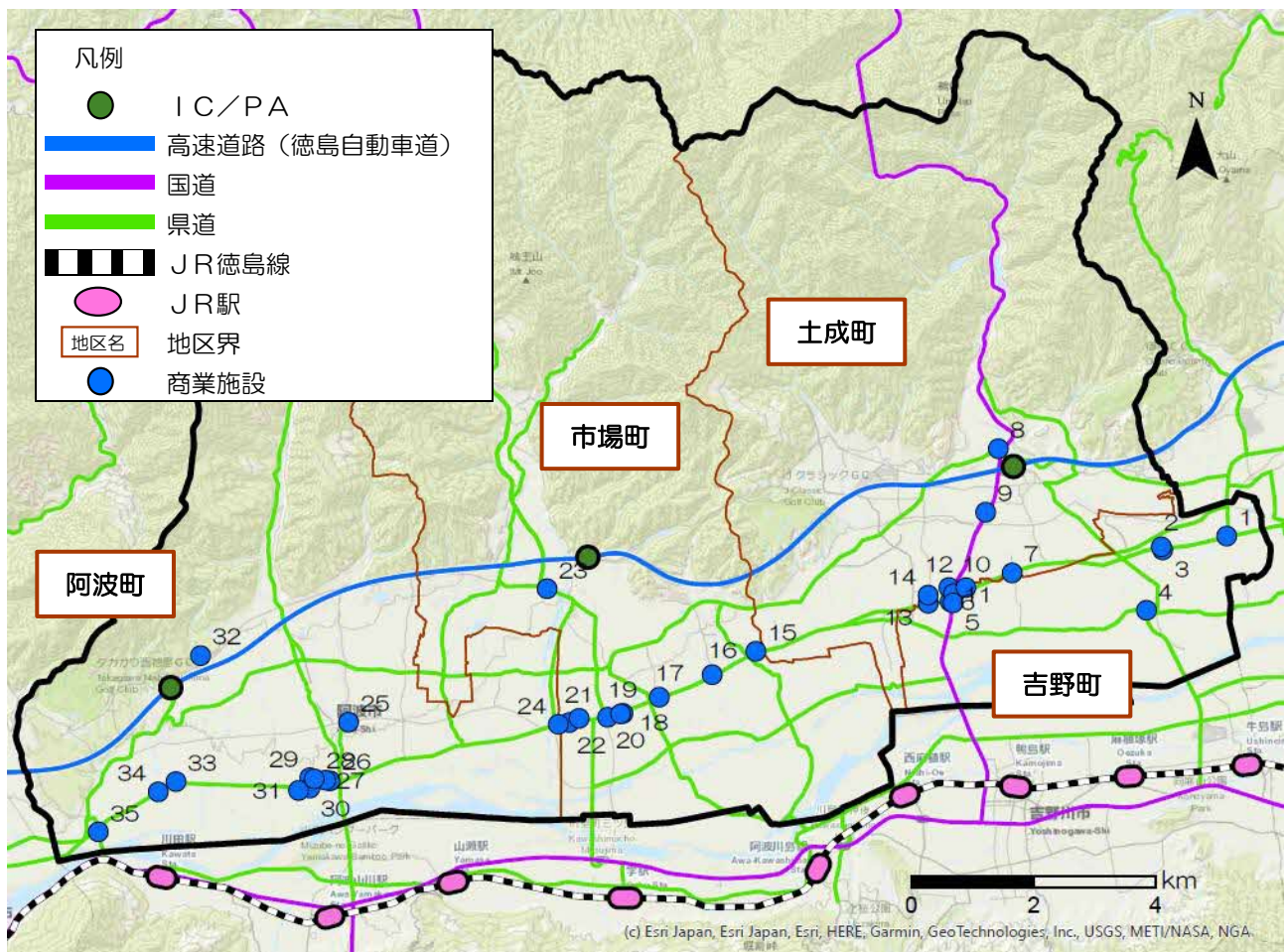
※数字は商業施設の番号を示す。

※個人商店は除く

番号	施設名	番号	施設名
1	ローソン阿波吉野町店	18	ドラッグストアモリ市場店
2	コーナンホームストック吉野店	19	コメリハード&グリーン市場店
3	マルナカ吉野店	20	マルナカ市場店
4	ファミリーマート吉野町西条店	21	コスモス薬品市場店
5	くすりのレディ阿波吉野店	22	ファミリーマート阿波市場町北店
6	マルナカ柿原店	23	ローソン阿波病院前店
7	ファミリーマート土成町吉田店	24	ミニストップ阿波久原店
8	天然温泉御所の郷	25	デイリーマートウインズ店
9	ファミリーマート土成インター店	26	ドラッグストアセイムス阿波店
10	コメリハード&グリーン土成店	27	DCMダイキ株式会社阿波店
11	セブンイレブン阿波土成町店	28	ショッピングプラザアワーズ
12	JAグリーンとなりマルシェ	29	コスモス薬品阿波店
13	ファミリーマート土成町土成店	30	コメリハード&グリーン阿波店
14	コスモス薬品土成店	31	阿波土柱の湯
15	JA夢市場	32	ファミリーマート阿波善地店
16	ファミリーマート市場店	33	JA阿波町土柱の里
17	セブンイレブン阿波市場町香美店	34	ファミリーマート阿波岩津橋北店

3 商業施設

▼商業施設立地状況



出典：iタウンページ

※数字は商業施設の番号を示す。

※個人商店は除く

番号	施設名	番号	施設名
1	ローソン阿波吉野町店	19	コメリハード&グリーン市場店
2	コーナンホームストック吉野店	20	マルナカ市場店
3	マルナカ吉野店	21	コスモス薬品市場店
4	ファミリーマート吉野町西条店	22	キョーエイ市場店
5	くすりのレディ阿波吉野店	23	ファミリーマート阿波市場町北店
6	マルナカ柿原店	24	ローソン阿波病院前店
7	ファミリーマート土成町吉田店	25	ミニストップ阿波久原店
8	天然温泉御所の郷	26	デイリーマートウインズ店
9	ファミリーマート土成インター店	27	ドラッグストアセイムス阿波店
10	コメリハード&グリーン土成店	28	DCMダイキ株式会社阿波店
11	セブンイレブン阿波土成町店	29	ショッピングプラザアワーズ
12	JAグリーンとなりマルシェ	30	コスモス薬品阿波店
13	ファミリーマート土成町土成店	31	コメリハード&グリーン阿波店
14	コスモス薬品土成店	32	阿波土柱の湯
15	JA夢市場	33	ファミリーマート阿波善地店
16	ファミリーマート市場店	34	JA阿波町土柱の里
17	セブンイレブン阿波市場町香美店	35	ファミリーマート阿波岩津橋北店
18	ドラッグストアモリ市場店		

第3章 阿波市における地域公共交通の現状

3.1 地域公共交通の概要

本市内を運行している公共交通は次のとおりです。(令和4年10月1日現在)。

種 類	運 行 事 業 者	路 線 名 ・ 駅 名 等
高速バス	四国交通 阪急バス	大阪線 神戸線 〔市内停留所〕阿波、土成
	ジェイアール四国バス 西日本ジェイアールバス	高知エクスプレス号 松山エクスプレス号 京阪神ドリーム高知号 京阪神ドリーム松山号 〔市内停留所〕土成
	徳島バス ジェイアール四国バス 伊予鉄バス	松山線 〔市内停留所〕土成
	とさでん交通 徳島バス ジェイアール四国バス	高知徳島エクスプレス 〔市内停留所〕土成
デマンド型乗合交通 「あわめぐり」	土柱タクシー 八幡交通	阿波市全域
タクシー	土柱タクシー 阿波タクシー 八幡交通 市場交通	阿波市内
介護タクシー	ヘルパーステーション御所 他8事業者	阿波市内
福祉車両	はくちょう号(共生会) あさん号(社会福祉協議会)	阿波市内
スクールバス	シルバー人材センター	大俣小学校

※令和4年10月1日から路線バスダイヤ再編及び改正に伴い、阿波市内の運行が廃止となった。

種 類	運 行 事 業 者	路 線 名 ・ 駅 名 等
路線バス	徳島バス	二条鴨島線

第3章 阿波市における地域公共交通の現状

3.1 地域公共交通の概要

本市内を運行している公共交通は次のとおりです。(令和4年10月1日現在)。

種 類	運 行 事 業 者	路 線 名 ・ 駅 名 等
高速バス	四国交通 阪急バス	大阪線 神戸線 〔市内停留所〕阿波、土成
	ジェイアール四国バス 西日本ジェイアールバス	高知エクスプレス号 松山エクスプレス号 京阪神ドリーム高知号 京阪神ドリーム松山号 〔市内停留所〕土成
	徳島バス ジェイアール四国バス 伊予鉄バス	松山線 〔市内停留所〕土成
	とさでん交通 徳島バス ジェイアール四国バス	高知徳島エクスプレス 〔市内停留所〕土成
路線バス	徳島バス	二条鴨島線 ※令和4年10月1日から路線バス ダイヤ再編及び改正に伴い、阿波 市内の運行が廃止となった。
デマンド型乗合交通 「あわめぐり」	土柱タクシー 八幡交通	阿波市全域
タクシー	土柱タクシー 八幡交通 市場交通	阿波市内
介護タクシー	ヘルパーステーション御所 他8事業者	阿波市内
福祉車両	はくちょう号（共生会） あさん号（社会福祉協議会）	阿波市内
スクールバス	シルバー人材センター	大俣小学校

(2) 年代別

年代別利用件数をみると、割合が最も高い年代は80～89歳で50.7%（5,694件）となっています。

0～19歳で最も多い場所は乗車・降車ともに阿波高等学校（乗車120件、降車317件）となり、次いで土成中央公民館（乗車52件）、阿波西高等学校（降車17件）となっています。

20～39歳で最も多い場所は乗車・降車ともに吉野川医療センター（乗車24件、降車29件）となり、次いで鴨島駅（乗車15件、降車19件）となっています。

40～59歳で最も多い場所は、吉野川医療センター（乗車69件）、マルヨシセンターアワーズ店（降車96件）となり、次いで土成高速バス停留所（乗車43件）、吉野川医療センター（降車78件）となっています。

60～79歳で最も多い場所は乗車・降車ともに吉野川医療センター（乗車321件、降車412件）となり、次いでマルナカ柿原店（乗車159件）、鴨島駅（降車141件）となっています。

80～99歳で最も多い場所は乗車・降車ともに吉野川医療センター（乗車420件、降車533件）となり、次いで阿波病院（乗車286件、降車341件）となっています。

▼年代別利用件数（令和3年度）

	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90～99歳	合計
件数	37	599	41	98	139	396	650	2,901	5,694	678	11,233
割合	0.3%	5.3%	0.4%	0.9%	1.2%	3.5%	5.8%	25.8%	50.7%	6.0%	100.0%

※不明：58件

※詳細は資料編22ページ以降参照

(2) 年代別

年代別利用件数をみると、割合が最も高い年代は80～89歳で50.7%（5,694件）となっています。

0～19歳で最も多い場所は乗車・降車ともに阿波高等学校（乗車120件、降車316件）となり、次いで土成中央公民館（乗車52件）、阿波西高等学校（降車17件）となっています。

20～39歳で最も多い場所は乗車・降車ともに吉野川医療センター（乗車24件、降車29件）となり、次いで鴨島駅（乗車15件、降車19件）となっています。

40～59歳で最も多い場所は、吉野川医療センター（乗車69件）、マルヨシセンターアワーズ店（降車96件）となり、次いで土成高速バス停留所（乗車43件）、吉野川医療センター（降車78件）となっています。

60～79歳で最も多い場所は乗車・降車ともに吉野川医療センター（乗車321件、降車412件）となり、次いでマルナカ柿原店（乗車159件）、鴨島駅（降車141件）となっています。

80～99歳で最も多い場所は乗車・降車ともに吉野川医療センター（乗車420件、降車533件）となり、次いで阿波病院（乗車286件、降車341件）となっています。

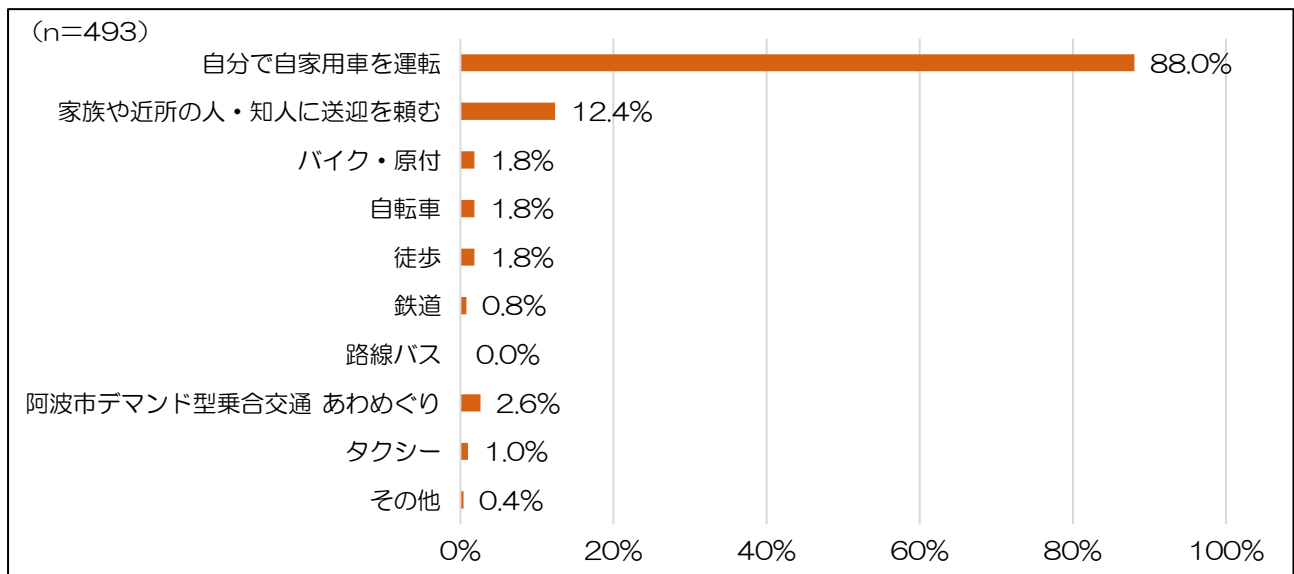
▼年代別利用件数（令和3年度）

	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90～99歳	合計
件数	37	599	41	98	139	396	650	2,901	5,694	678	11,233
割合	0.3%	5.3%	0.4%	0.9%	1.2%	3.5%	5.8%	25.8%	50.7%	6.0%	100.0%

※不明：58件

(エ) 通院時の主な交通手段

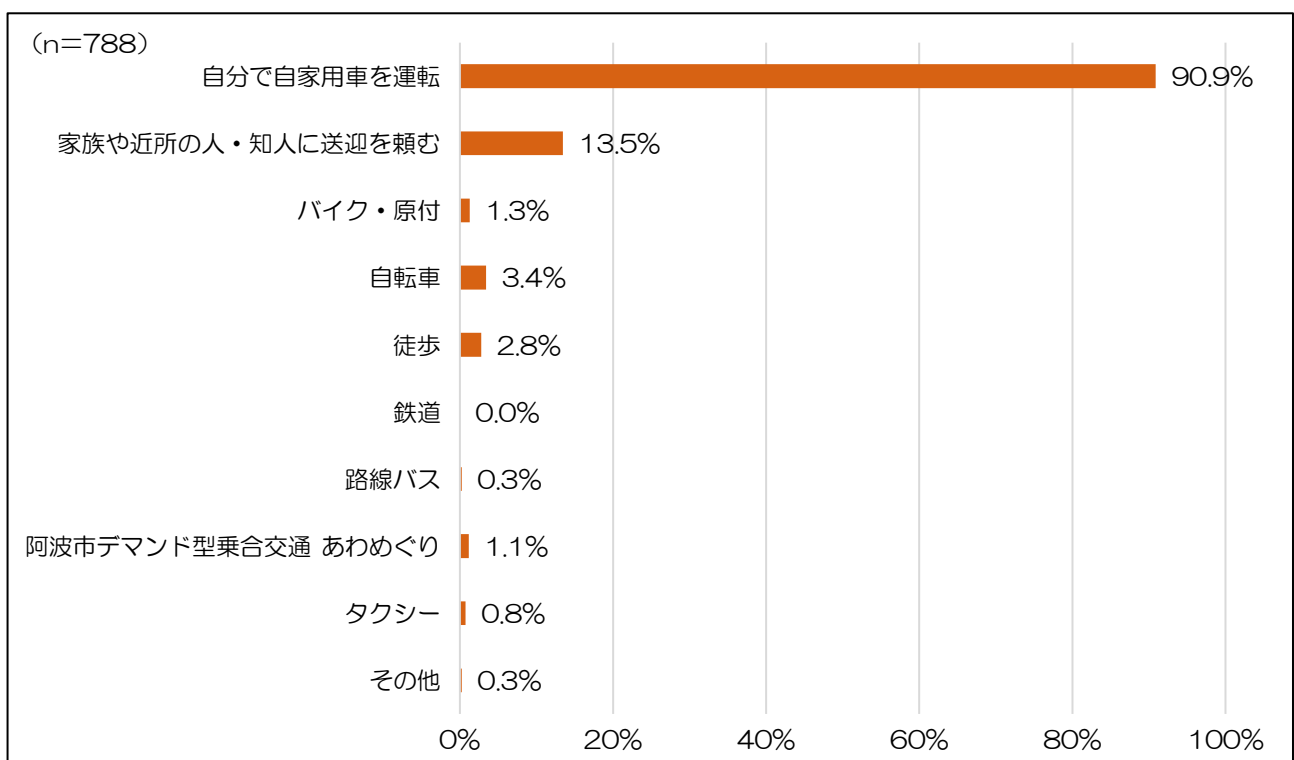
○自分で自家用車を運転が88.0%で最も多い。
次いで家族や近所の人・知人に送迎を頼むが12.4%、あわめぐりが2.6%の順に多い。



※複数回答のため合計が100%にならない。

(オ) 買い物時の主な交通手段

○自分で自家用車を運転が90.9%で最も多い。
次いで家族や近所の人・知人に送迎を頼むが13.5%、自転車が3.4%の順に多い。

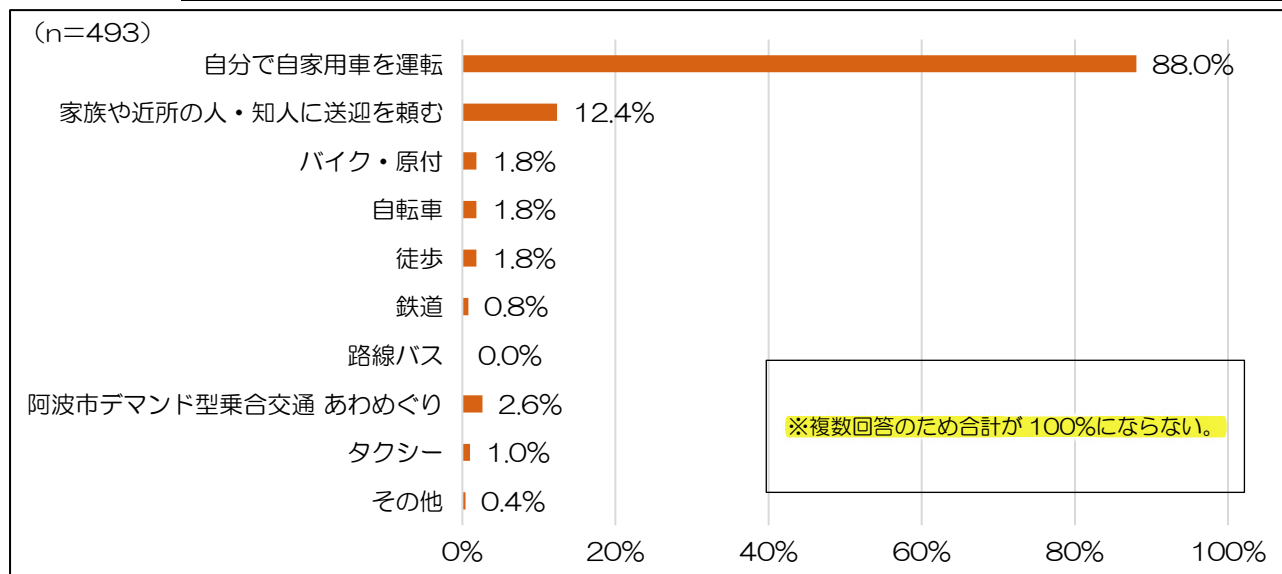


※複数回答のため合計が100%にならない。

(エ) 通院時の主な交通手段

○自分で自家用車を運転が88.0%で最も多い。

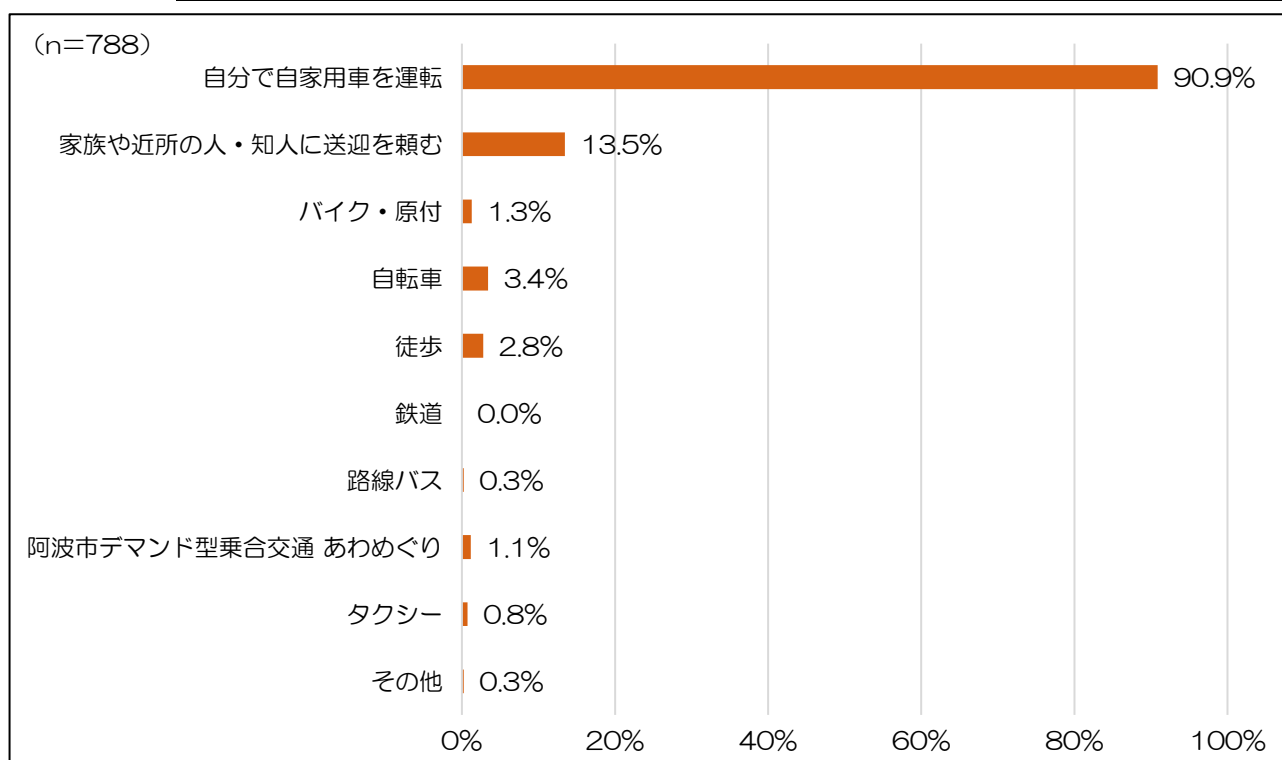
次いで家族や近所の人・知人に送迎を頼むが12.4%、あわめぐりが2.6%の順に多い。



(オ) 買い物時の主な交通手段

○自分で自家用車を運転が90.9%で最も多い。

次いで家族や近所の人・知人に送迎を頼むが13.5%、自転車が3.4%の順に多い。



※複数回答のため合計が100%にならない。

2 あわめぐり予約センター

ヒアリング対象：阿波市社会福祉協議会

調査日時：令和4年 10月 28日（金）

1 利用者からの声

- ◇希望の時間が取れない。（朝 7 時台 お昼前後）
- ◇小さい車がいい。（足が痛いので大きな車は乗りにくい）
- ◇雨の時など家まで来てほしい。
- ◇鴨島駅以外も行ってほしい。（美摩病院・鴨島病院・ケースデンキ）
- ◇買い物が多いとき、ひざ上で荷物が収まらない時があるので手助けしてほしい。
- ◇友達のお家に行きたい。
- ◇ペット（犬・猫）も一緒に。
- ◇動物病院を乗降場所に加えてほしい。

2 市への提案・要望等

- ◇高齢の利用者が多いので、予約後の確認をしているが聞き間違いがある。
- ◇タクシー感覚での利用者が多くトラブルの原因になっている。登録受付時にタクシーではないことを説明して欲しい。
- ◇登録受付時、携帯番号も記入して欲しい。

2 予約センター（あわめぐり）

ヒアリング対象：阿波市社会福祉協議会

調査日時：令和4年10月28日（金）

1 利用者からの声

- ◇希望の時間が取れない。（朝7時台 お昼前後）
- ◇小さい車がいい。（足が痛いので大きな車は乗りにくい）
- ◇雨の中など家まで来てほしい。
- ◇鴨島駅以外も行ってほしい。（美摩病院・鴨島病院・ケースデンキ）
- ◇買い物が多いとき、ひざ上で荷物が収まらない時があるので手助けしてほしい。
- ◇友達のお家に行きたい。
- ◇ペット（犬・猫）も一緒に。
- ◇動物病院を乗降場所に加えてほしい。

2 市への提案・要望等

- ◇高齢の利用者が多いので、予約後の確認をしているが聞き間違いがある。
- ◇タクシー感覚での利用者が多くトラブルの原因になっている。登録受付時にタクシーではないことを説明して欲しい。
- ◇登録受付時、携帯番号も記入して欲しい。

④ 交通事業者・関係事業者ヒアリング

4-1 土柱タクシー

①「あわめぐり」について

(事業者)

◇今後、運行時間の拡大については、運転手の確保が難しいため、時間を早めることや遅くまで運行することはできない。

◇コロナ禍の影響はほとんどない。

(ドライバー)

◇「あわめぐり」のピンクのステッカーを貼ったベンチを乗降場所に設置させてもらえば、どこにいるか探さなくていいし、利用者の方も安心して待てると思う。

◇利用者はどこで乗り降りするのか説明されていないことも多いので、待機場所がわからないという人も多いと思う。利用者が予約する際、乗降場所の位置の確認をしていただければと思う。

◇利用者も増えてきているので、新たに利用促進活動はしなくても徐々に認知度も増えると思う。

◇インターネット予約ができれば便利と思う。事務連絡の電話がつながりにくい時間帯がある。

②タクシーについて

◇利用促進策として、市のがんばる事業者応援する券、県のプレミアム交通券の事業に参加している。

◇利用者数はあまり変わらない（コロナ禍の影響は少ない）。

4-2 八幡交通

①「あわめぐり」について

(事業者)

◇予約が取りにくいとの話をしばしば聞く。予約の電話がしばしばかかってくる。希望の時間に予約が取りにくいと聞く。

◇今後、運行時間の拡大については、運転手の確保が難しいため、時間を早めることや遅くまで運行することはできない。

◇コロナ禍の影響はほとんどなく、走行回数は年々増加している。

◇午前中の「あわめぐり」の予約状況が厳しくなってくると思うので、午前中だけでも増車を検討してもいいと思う。登録期限を設けて、登録の見直しを検討してほしい。デマンド型乗合交通のPR活動をもっとしても良いと思う。

(ドライバー)

◇電話がつながりにくい時間帯だけでも予約センターの電話回線を増やすことを検討してもいいと思う

◇狭い道もあるので、軽自動車を導入してもいいと思う。

◇インターネット予約導入もいいが、登録後の体の状況を把握するため、登録有効期限があればいいと思う。

◇タブレット端末に利用者への緊急連絡先として、電話番号の表示があればいいと思う。

④ 交通事業者・関係事業者ヒアリング

4-1 土柱タクシー

①あわめぐりについて

(事業者)

◇今後、運行時間の拡大については、人数確保が難しいため、時間を早めることや遅くまで運行することはできない。

◇コロナ禍の影響はほとんどない。

(ドライバー)

◇「あわめぐり」のピンクのステッカーを貼ったベンチを乗降場所に設置させてもらえば、どこにいるか探さなくていいし、利用者の方も安心して待てると思う。

◇利用者はどこで乗り降りするのか説明されていないことも多いので、待機場所がわからないという人も多いと思う。利用者が予約する際、乗降場所の位置の確認をしていただければと思う。

◇利用者も増えてきているので、新たに利用促進活動はしなくても徐々に認知度も増えると思う。

◇インターネット予約ができれば便利と思う。事務連絡の電話が繋がらない時間帯がある。

②タクシーについて

◇利用促進策として、市のがんばる事業者応援する券、県のプレミアム交通券の事業に参加している。

◇利用者数はあまり変わらない（コロナ禍の影響は少ない）。

4-2 八幡交通

①あわめぐりについて

(事業者)

◇予約が取りにくいとの話をしばしば聞く。予約の電話がしばしばかかってくる。希望の時間に予約が取りにくいと聞く。

◇今後、運行時間の拡大については、人数確保が難しいため、時間を早めることや遅くまで運行することはできない。

◇コロナ禍の影響はほとんどなく、走行回数は年々増加している。

◇午前中の「あわめぐり」の予約状況が厳しくなってくると思うので、午前中だけでも増車を検討してもいいと思う。登録期限を設けて、登録の見直しを検討してほしい。デマンド型乗合交通のPR活動をもっとしても良いと思う。

(ドライバー)

◇電話が繋がりにくい時間帯だけでも予約センターの電話回線を増やすことを検討してもいいと思う

◇狭い道もあるので、軽自動車を導入してもいいと思う。

◇インターネット予約導入もいいが、登録後の体の状況を把握するため、登録有効期限があればいいと思う。

◇タブレット端末に利用者への緊急連絡先として、電話番号の表示があればいいと思う。

②タクシーについて

第6章 地域公共交通の形成に向けた基本的な方針

6.1 地域公共交通が目指す将来像

上位・関連計画の目指す市の将来像や政策目標等を踏まえるとともに、阿波市の地域公共交通の課題より、本計画が目指す将来像を設定します。

地域公共交通が目指す将来像

“あすに向かって人の花咲く やすらぎと感動の郷土（くに）・阿波市”の実現に向けて

市民の生活を支え、共につくる利用しやすい地域公共交通

6.2 計画の基本的な方針

地域公共交通の活性化・再生に向けた取組を効果的に進めていくため、本計画の取組を進める際の指針として、基本的な方針を以下のように設定し、各種施策を展開していきます。

上位・関連計画

- ・次世代地域公共交通ビジョン【徳島県生活交通協議会】
- ・第2次阿波市総合計画後期基本計画
- ・徳島県地域公共交通計画
- ・第2次阿波市総合戦略（令和3年度改訂版）
- ・第3次阿波市地域福祉計画



課 題		基 本 方 針
① 公共交通の利用実態に応じた運行	⇒	1 市民の生活を支え、誰もが安心して利用できる地域公共交通
② 公共交通を広く市民に周知	⇒	2 市民誰もが認知し、利用しやすい地域公共交通
③ 公共交通を市民の足として維持・確保	⇒	3 市民や関係者と共につくる持続可能な地域公共交通

第6章 地域公共交通の形成に向けた基本的な方針

6.1 地域公共交通が目指す将来像

上位・関連計画の目指す市の将来像や政策目標等を踏まえるとともに、阿波市の地域公共交通の課題より、本計画が目指す将来像を設定します。

地域公共交通が目指す将来像

“あすに向かって人の花咲く やすらぎと感動の郷土（くに）・阿波市”の実現に向けて

市民の生活を支え、共につくる利用しやすい地域公共交通

6.2 計画の基本的な方針

地域公共交通の活性化・再生に向けた取組を効果的に進めていくため、本計画の取組を進める際の指針として、基本的な方針を以下のように設定し、各種施策を展開していきます。

上位・関連計画

- ・次世代地域公共交通ビジョン【徳島県】
- ・第2次阿波市総合計画後期基本計画
- ・徳島県地域公共交通計画
- ・第2次阿波市総合戦略（令和3年度改訂版）
- ・第3次阿波市地域福祉計画

課 題
① 公共交通の利用実態に応じた運行
② 公共交通を広く市民に周知
③ 公共交通を市民の足として維持・確保



基 本 方 針
1 市民の生活を支え、誰もが安心して利用できる地域公共交通
2 市民誰もが認知し、利用しやすい地域公共交通
3 市民や関係者と共につくる持続可能な地域公共交通

6.4 地域公共交通の位置づけ

1 交通手段の位置づけ

機能の分類	交通手段	位置づけ
幹線	J R 徳島線	◇市外にある J R 鴨島駅、学駅、阿波山川駅等を経由し、他都市への広域移動に対応する定時性のある交通手段。 ○主要幹線と連携し、近隣市町との連絡や広域移動を担う。
広域幹線	高速バス	◇阿波高速バス停留所、土成高速バス停留所から、愛媛県、高知県、兵庫県、大阪府、京都府へ向けての広域移動を支える高速広域交通手段。 ○市から県外への広域移動を担う。
主要幹線	阿波市デマンド型乗合交通あわめぐり	◇市内の移動を支援する主要な交通手段。 ○身近な交通として、市内間の移動を担う。 (市外移動できるのは、吉野川医療センター、J R 鴨島駅、学駅、阿波山川駅)
その他	タクシー	◇デマンド型乗合交通「あわめぐり」では対応が難しい少量の移動需要などに対し、よりきめ細かいサービスを提供する交通手段。 ○自宅～目的地までの移動を担う。
	介護タクシー	◇訪問介護サービスにおける「通院等のための乗車または降車の介助」をおこなう福祉交通手段。 ○自宅～目的地までの移動を担う。
	福祉車両	◇利用者の移送支援を行う福祉交通手段。 ○自宅～目的地までの移動を担う。
	スクールバス	◇小学生の通学を目的とした交通手段。 ○通学生の登下校時に合わせた運行により、通学における移動を担う。

2 交通結節点・乗降場所の位置づけ

機能の分類	交通結節点	位置づけ
広域交通結節点	● J R 駅 J R 鴨島駅、学駅、阿波山川駅 ● 高速バス 阿波高速バス停留所、土成高速バス停留所	◇高速交通手段（鉄道、高速バス）にアクセスし、県内・県外への広域移動のための交通結節点。 ○デマンド型乗合交通「あわめぐり」と高速交通手段（鉄道、高速バス）を連絡し、広域移動の交通結節点として円滑な移動を支援。
主要な乗降場所	● 医療施設 吉野川医療センター、阿波病院、大野病院 ● 商業施設 マルナカ柿原店、マルヨシセンターアワーズ店、マルナカ市場店	◇デマンド型乗合交通「あわめぐり」の利用者数が多い主要な乗降場所。 ○市民の利用が多い医療施設、商業施設として、市民の生活を支える場所。

6.4 地域公共交通の位置づけ

1 交通手段の位置づけ

機能の分類	交通手段	位置づけ
幹線	J R 徳島線	◇市外にある J R 鴨島駅、学駅、阿波山川駅等を経由し、他都市への広域移動に対応する定時性のある交通手段。 ○主要幹線と連携し、近隣市町との連絡や広域移動を担う。
広域幹線	高速バス	◇阿波高速バス停留所、土成高速バス停留所から、愛媛県、高知県、兵庫県、大阪府、京都府へ向けての広域移動を支える高速広域交通手段。 ○市から県外への広域移動を担う。
主要幹線	阿波市デマンド型乗合交通あわめぐり	◇市内の移動を支援する主要な交通手段。 ○身近な交通として、市内間の移動を担う。 (市外移動できるのは、吉野川医療センター、J R 鴨島駅、学駅、阿波山川駅)
その他	タクシー	◇デマンド型乗合交通「あわめぐり」では対応が難しい少量の移動需要などに対し、よりきめ細かいサービスを提供する交通手段。 ○自宅～目的地までの移動を担う。
	介護タクシー	◇訪問介護サービスにおける「通院等のための乗車または降車の介助」をおこなう福祉交通手段。 ○自宅～目的地までの移動を担う。
	福祉車両	◇必要に応じて介助を行い、利用者の移動支援を行う福祉交通手段。 ○自宅～目的地までの移動を担う。
	スクールバス	◇小学校の通学生を対象とした特定目的のための交通手段。 ○通学生の登下校時に合わせた運行により、通学における移動を担う。

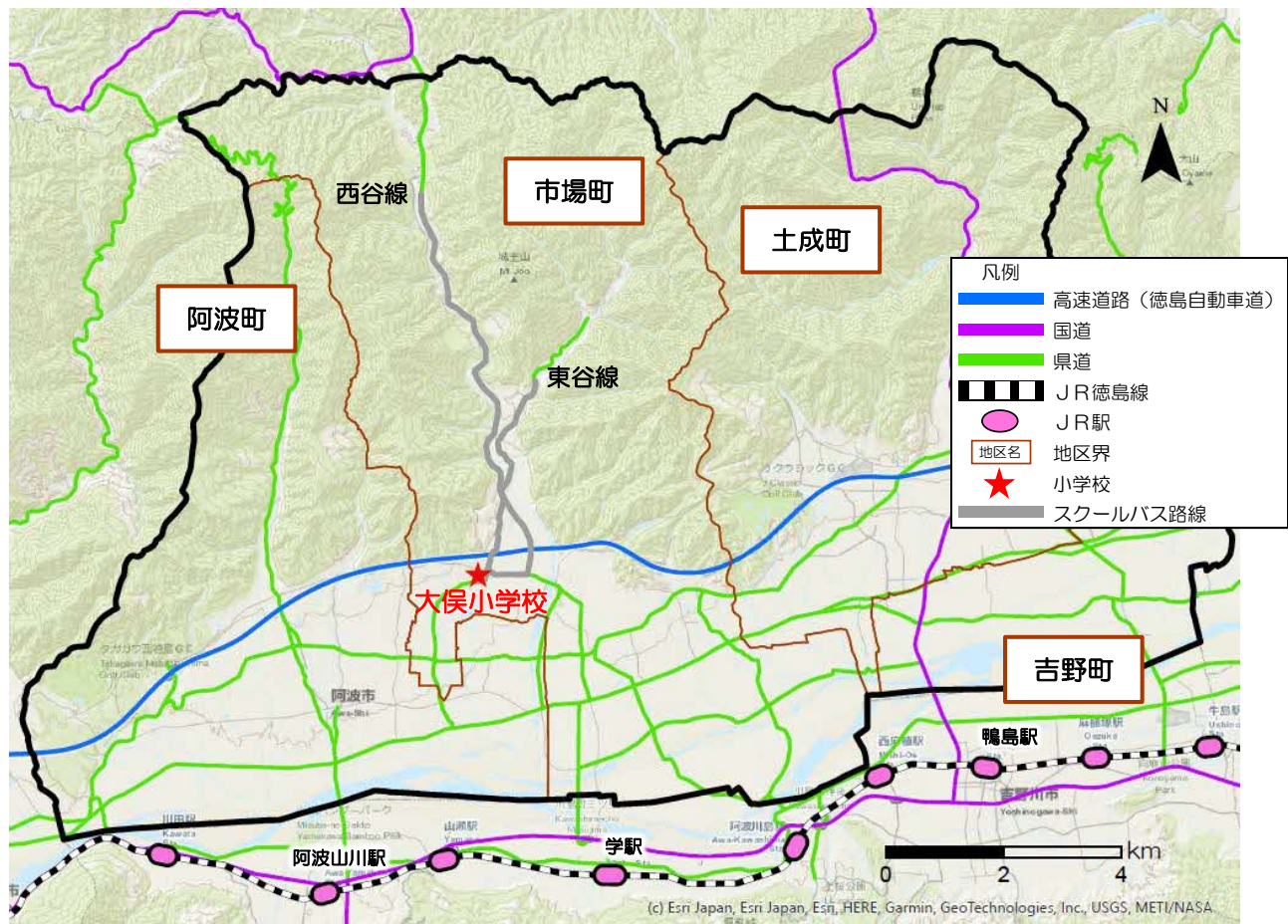
2 交通結節点・乗降場所の位置づけ

機能の分類	交通結節点	位置づけ
広域交通結節点	● J R 駅 J R 鴨島駅、学駅、阿波山川駅 ● 高速バス 阿波高速バス停留所、土成高速バス停留所	◇高速交通手段（鉄道、高速バス）にアクセスし、県内・県外への広域移動のための交通結節点。 ○デマンド型乗合交通「あわめぐり」と高速交通手段（鉄道、高速バス）を連絡し、広域移動の交通結節点として円滑な移動を支援。
主要な乗降場所	● 医療施設 吉野川医療センター、阿波病院、大野病院 ● 商業施設 マルナカ柿原店、マルヨシセンターアワーズ店、マルナカ市場店	◇デマンド型乗合交通「あわめぐり」の利用者数が多い主要な乗降場所。 ○市民の利用が多い医療施設、商業施設として、市民の生活を支える場所。

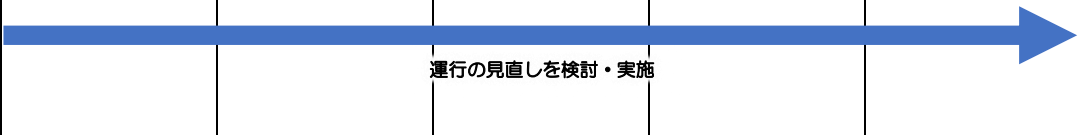
目標1 公共交通の運行方法の見直しや整備を行い、安心して利用できる移動環境の充実を図る

施 策	②スクールバスの見直し				
目 的	大俣小学校行きの2路線について、定期的な見直しを行い、小学生が利用しやすいスクールバスの運行を図ります。				
施策の概要	・スクールバスについては、運行を維持します。運行等の見直しを行う際には、教育委員会や小学校、保護者との協議を踏まえて最適な方法を模索します。				
実施主体	阿波市、交通事業者				
実施時期	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	 運行の見直しを検討・実施				

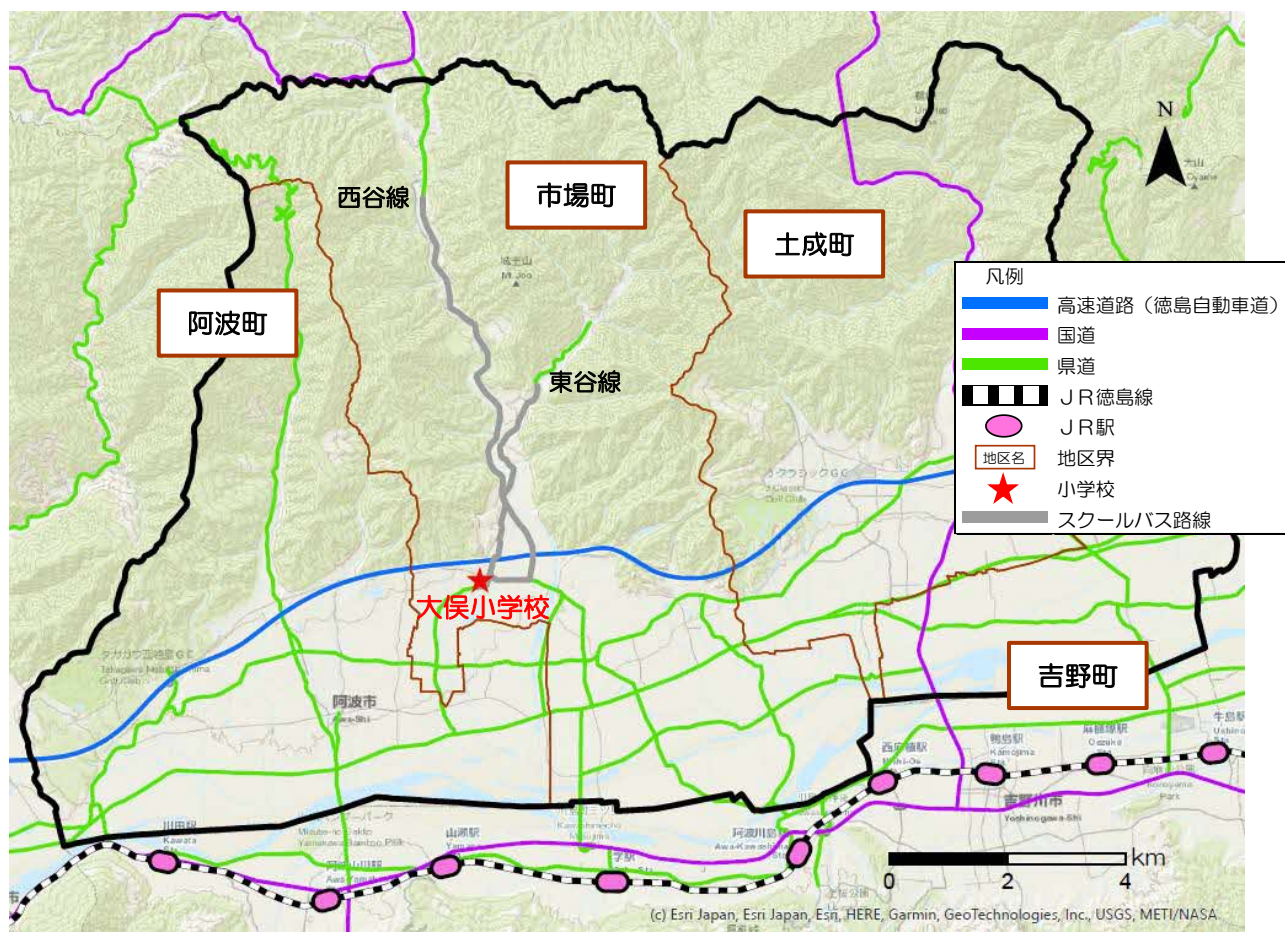
▼スクールバスの路線図



目標1 公共交通の運行方法の見直しや整備を行い、安心して利用できる移動環境の充実を図る

施策	②スクールバスの見直し				
目的	大俣小学校行きの2路線について、定期的な見直しを行い、小学生が利用しやすいスクールバスの運行を図ります。				
施策の概要	・新たに車両を購入する場合は、以下の項目について検討します。 ①利用者の人数に合わせて車両の大きさを決める。 ②環境に配慮した車両の導入。 ・新たに車両を購入しない場合は、車両を保有している交通事業者への委託について検討します。 ※見直しを行う際には、教育委員会や小学校、保護者との協議が必要であり、意見や制約条件を踏まえて最適な方法を模索します。				
実施主体	阿波市、交通事業者				
実施時期	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
					

▼スクールバスの路線図



第8章 目標の評価指標及び進行管理

8.1 計画全体の目標

本計画の実現化を図るため、計画期間中に達成すべき目標の評価指標及び目標値を設定します。

計画全体の目標値は、目標1～3の施策を実施した結果を確認する指標とします。

計画全体の目標値① デマンド型乗合交通「あわめぐり」

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	目標値の考え方
年間利用者数(人)	11,291	12,000以上	人口減少が予測される中で、「あわめぐり」の運行の見直し等やモビリティマネジメント等を行うことで、現状維持を目指します。
年間収支率(%)	12.0	13.0	

計画全体の目標値② 現在の希望どおりの外出(通院や買物など日常生活の移動)について

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	目標値の考え方
満足度(%)	98.3	90.0以上	「あわめぐり」の運行の見直しやモビリティマネジメント等を行うことで、現状維持を目指します。

※満足度はアンケート調査における「十分できている」と「おおむねできている」の合計。

第8章 目標の評価指標及び進行管理

8.1 目標の評価指標

本計画の実現化を図るため、計画期間中に達成すべき目標の評価指標及び目標値を設定します。

計画全体の目標値は、目標1～3の施策を実施した結果を確認する指標とします。

また、各目標の指標を作り、施策の評価を行います。

計画全体の目標値① デマンド型乗合交通「あわめぐり」

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	目標値の考え方
年間利用者数(人)	11,291	12,000 以上	人口減少が予測される中で、あわめぐりの運行の見直し等やモビリティマネジメント等を行うことで、現状維持を目指します。
年間収支率(%)	12.0	13.0	
公的負担金(千円)	25,836	28,000	

計画全体の目標値② 現在の希望どおりの外出(通院や買物など日常生活の移動)について

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	目標値の考え方
十分できている・おおむねできている【住民アンケート】(%)	98.3	90.0 以上	あわめぐりの運行の見直しやモビリティマネジメント等を行うことで、現状維持を目指します。

目標1 あわめぐりの満足度

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	目標値の考え方
満足・やや満足【利用者アンケート】(%)	88.4	90.0 以上	あわめぐりの運行の見直し等を行うことで、現状維持を目指します。
満足・やや満足【高校生アンケート】(%)	40.0	50.0 以上	あわめぐりの運行の見直しやインターネット予約サービス等を行うことで、現状より数値を上げていきます。

8.2 取組方針についての目標

各目標の指標を設定し、施策の評価を行います。

目標1 「あわめぐり」の満足度

指 標		現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	目標値の考え方
区分	利用者全体の満足度(%)	88.4	90.0以上	「あわめぐり」の運行の見直し等を行うことで、現状維持を目指します。
	高校生利用者の満足度(%)	40.0	60.0以上	「あわめぐり」の運行の見直しやインターネット予約サービス等を行うことで、現状より数値を上げていきます。

※満足度はアンケート調査における「満足」と「やや満足」の合計。

目標2 「あわめぐり」の認知度

指 標		現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	目標値の考え方
区分	市民の認知度(%)	54.0	70.0	モビリティマネジメント等を行うことで、現状より数値を上げていきます。
	高校生の認知度(%)	30.1	70.0	

目標3 市の公共交通（あわめぐり）への公的負担金

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	目標値の考え方
公的負担金(千円)	25,836	28,000	定期的な見直しを行うことで、現状維持を目指します。

目標2 あわめぐりの認知度

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	目標値の考え方
あわめぐりを知っている方の割合【住民アンケート】(%)	54.0	70.0	モビリティマネジメント等を行うことで、現状より数値を上げていきます。
あわめぐりを知っている方の割合【高校生アンケート】(%)	30.1	50.0	モビリティマネジメント等を行うことで、現状より数値を上げていきます。

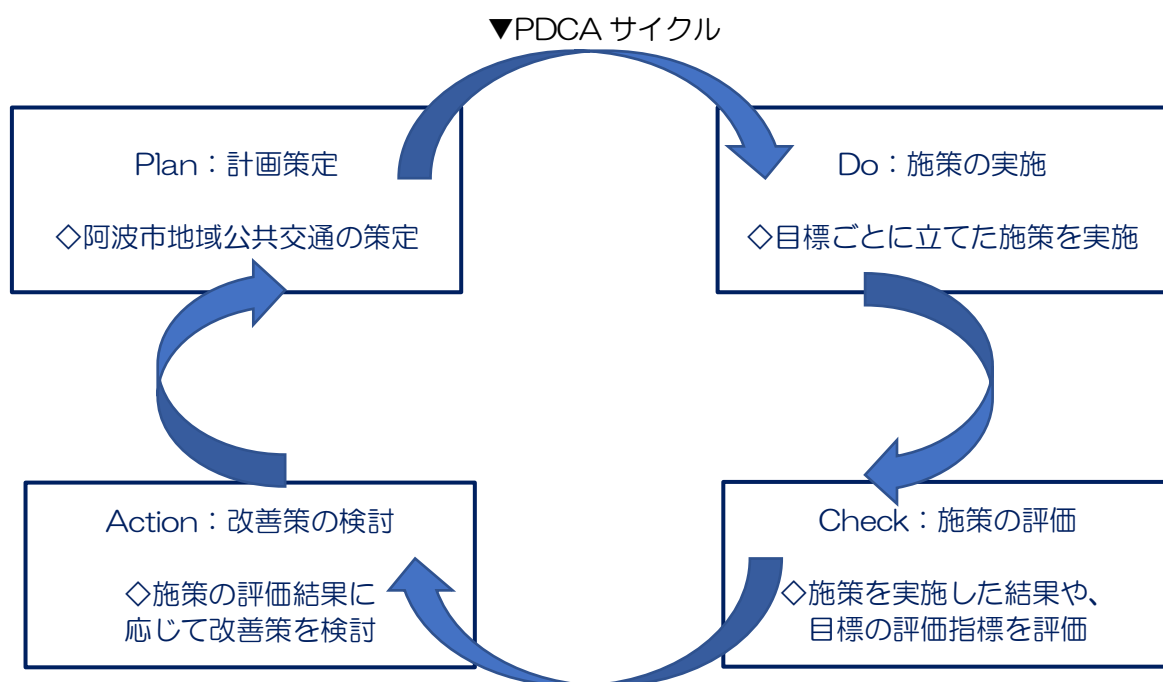
目標3 本市の公共交通への公的負担金

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	目標値の考え方
公的負担金(千円)	31,436	32,000	定期的な見直しを行うことで、現状維持を目指します。

8.2 事業の推進体制

本計画は令和5(2023)年度から令和9(2027)年度の5年間の計画となっています。毎年、阿波市地域公共交通活性化協議会にて「7.2 施策の内容」で記載した時期に取り組みが実施できたかどうかを検証します。計画のとおりには実施できなかった場合は翌年以降に向けて改善策を検討し、計画期間内に目標を達成できるよう軌道修正を行います。

目標の評価指標については、データの取得容易性等を踏まえて、収集可能な指標については毎年評価を行い、目標に対してどの程度達成に近づいているのかを確認し、必要に応じて翌年度以降の取り組みの軌道修正を行います。



阿波市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 阿波市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、阿波市市場町切幡字古田201番地1阿波市役所内に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 交通計画の評価に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会の委員は25人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 交通計画を作成しようとする地方公共団体を代表する者
- (2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市長が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監事2人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員の選任及び職務)

第6条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）において委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長及び監事は、第4条第1項に規定する委員の中から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。
(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後、最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、会長が必要と認めるときは、会議の開催に代えて、書面により議事に対する委員の可否を求めることができる。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。第2項ただし書の規定により、書面により議事に対する委員の可否を求めた場合も同様とする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の承認事項)

第8条 次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

(1) 協議会の予算及び決算に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 第3条に規定する事項に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、阿波市企画総務部企画総務課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務の委任)

第15条 協議会は、第3条に定める所掌事項に係る契約その他の財務に関する事務の一部を阿波市に委任できるものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成29年2月20日から施行する。
- 2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成30年7月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、令和4年5月1日から施行する。

